

2 財 第 1 0 6 2 号  
令和 2 年 8 月 2 4 日

亀岡市議会議長  
齊 藤 一 義 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告します。